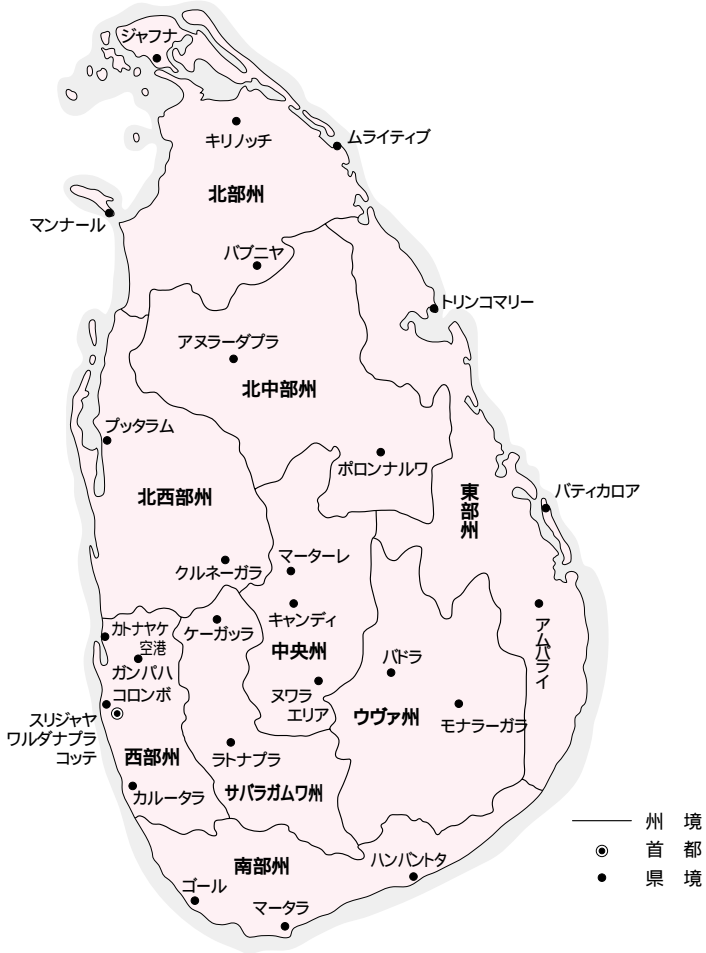


スリランカ

スリランカ民主社会主義共和国	宗 教	仏教, ヒンドゥー教, イスラーム教
面 積 6万5600 km ²		キリスト教(カトリック, プロテスタント)
人 口 1900万人(2002年央推計)	政 体	共和制
首 都 スリジャヤワルダナプラコッテ (大統領府はコロンボ)	元 首	チャンドリカ・ド・クマラトゥング大統領
言 語 シンハラ語, タルミ語, 英語	通 貨	スリランカ・ルピー(1米ドル=96.52ルピー 2003年平均)
	会 計 年 度	暦年に同じ



和平交渉は頓挫、大統領と首相間の対立深まる

あら い えつ よ
荒 井 悦 代

概 況

2001年2月の停戦合意、2002年9月の停戦交渉開始以来2003年3月までは政府とタミル・イーラム解放の虎(LTTE)の和平交渉は順調に進められていた。しかし、4月になってLTTEは話し合いの結果が実施に移されないことを理由に交渉から手を引いた。直接交渉の場はなくなったが、政府とLTTEは5月から7月にかけて暫定行政機構に関する書簡を交換するなど、和平に向けての動きは続いた。10月末にはLTTEによるはじめての公式文書である暫定行政機構の提案がなされた。この間、停戦合意は守られていたものの、東部ではLTTEとムスリム間の衝突が報告され、LTTEによる少年兵の徴兵も継続していた。

国内政治の不安定性も和平にかげりを及ぼした。人民連合(PA)のクマラトゥンガ大統領と統一国民戦線(UNF)のウィクレマシンハ首相が対立し続けた。11月には大統領は突然、国防、情報、内務の3大臣を更迭し、大統領府に接收した。その理由として、政府側が和平プロセスにおいてLTTEに対して譲歩しすぎていることを挙げている。この動きに対して政府は猛反発し、これまで政府とLTTEの仲介をしていたノルウェーも国内政治の混乱が一段落するまで仲介者としての機能を停止すると発表した。6月に開催されたスリランカ復興に関する東京会議で提示された45億ドルの援助も和平の進行が条件とされていたため、ほとんどが停止状態にある。

経済は停戦の継続を受けて順調に回復している。南部で大規模な洪水に見舞われて大きな被害を出したものの、2003年のGDP成長率は5.5%と見込まれている。物価上昇率も低率に抑えられている。

外交では、インドと軍事面での関係強化が図られることとなった。経済面でもセイロン石油公社(CPC)のインド石油公社(IOC)への販売権の譲渡、すでに両国間で締結されている自由貿易協定を超える経済協力への動きがみられるなど、インドの存在感が増した。

和 平 交 渉

和平交渉の頓挫

和平交渉は、さまざまなアクシデントに見舞われたものの1月から3月までの間に3回行われた。

タイのナコンパトムで1月6日から9日の間、第4回交渉が行われた。ここで議論されたのは、ジャフナ半島への難民の帰還およびそれに必要とされる高度警戒地帯(HSZ)をめぐる問題である。HSZとは政府軍が軍事的に重要と見なした地域である。住民が難民化して無人となったジャフナ半島のHSZの学校などの公共施設・私有地などには政府軍が駐留している。停戦が実現したのだから国内難民が帰還するに当たっては、政府軍が駐留している建物や土地から無条件に行かなければならないというのがLTTEの主張である。HSZをめぐることは、2002年末に軍が提案書を提出した。その中でLTTEをテロリストと見なすような表現があり、LTTEに不快感を抱かせ、LTTEは段階的軍縮・正常化委員会を欠席してしまったという経緯がある。一方で政府側はLTTEが武装解除するならば段階的に撤退することも可能であるとしている。交渉では、双方はインドの退役軍人ナンビアに命じてHSZについて調査させることに合意した。その報告書は1月末に提出された。内容は双方が同時に撤退すべきという、政府側の主張を裏づけるものだった。

第5回の交渉はロンドン在住のLTTE政治顧問のバラシガムの体調不良を理由に在ベルリン・ノルウェー大使館で、日程も予定よりも短縮して行われることになった。交渉の直前の2月7日、アクシデントが起こった。LTTEの兵士3人がデルフト島付近で兵器を密輸中、スリランカ停戦監視団(SLMM)に発見され、査察後船ごと自爆したのである。これはLTTEによる明らかな停戦違反であったにもかかわらず2月7日、8日の両日にかけて第5回交渉は行われた。主たる議題は、人道・復興ニーズに関するもので、北・東部再建基金(North East Reconstruction Fund)の設立に関して世界銀行との協議が最終段階にある点が確認された。人権問題に関しては、前アムネスティ・インターナショナル代表のイアン・マーティンに草案の作成を依頼することになった。また、子供を取り巻く状況に関して、LTTEとユニセフが合同して子供たちの社会復帰のためのアクションプランを実施することで合意した。ここでLTTEは少年兵の徴兵を停止す

ることを約束した。さらに7日に発生した自爆事件のような和平に支障を来す事件の発生を阻止するためにスリランカ政府，LTTE，SLMMが協議を行うこと，ムスリムを含んだ，土地問題を扱う委員会を東部に設置すること，次回の話し合いでは財政上の問題も協議することなどが決まった。

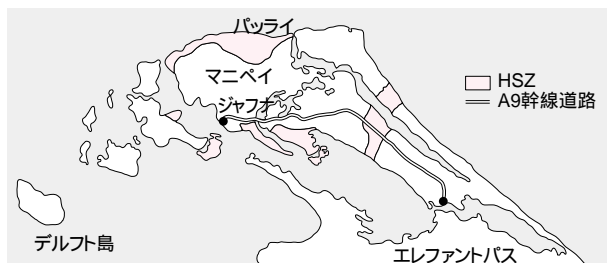
第6回の交渉は3月に日本の箱根で開催されることになっていたが，その1週間前にムライティブ東方の海域でスリランカ海軍がLTTEの船船を撃沈し，LTTEメンバー11人が死亡する事件が起こった。海軍側の主張によると，密輸の検査のため停船を命じたが応じず，LTTE船が先に発砲したので応戦したという。これに対してLTTEはLTTEの商業船であり国際水域を航行していたと抗議している。

深刻な事件であったにもかかわらず，バラシנגムは，「和平交渉から撤退することはない」として箱根における交渉は実施された。主要な討議内容は海上や北・東部における衝突の頻発を受けて軍事的衝突の防止策，連邦制に移行した場合の予算配分に関する問題，人権問題などであった。衝突防止策では，スリランカ政府とLTTEの海上部隊であるシータイガーとの協議の実施，SLMMの役割強化で合意した。そのほか，ムスリム代表とLTTEの協議を実施することなどが合意されたが，実質的進展は少なかった。

4月14日にはワシントンで，6月に開催予定のスリランカ復興に関する東京会議の準備会議として米務省主催のスリランカ・セミナー(26カ国16国際機関が参加)が開催された。しかし，アメリカはテロ集団に指定されているとしてLTTEを招かなかった。LTTEは，スリランカ政府がLTTEを参加できるように必要な措置を執らなかったと批判して，6月の東京会議ボイコットを示唆した。そして，4月21日，セミナーに招かれなかったこと，和平の進展がないことを理由にして交渉から離脱してしまった。さらにスリランカ南部の貧困対策までもがスリランカの復興計画で取り扱われ，北・東部における復興が進展していないこと，国内難民の帰還が進展していないことに不満があるようだ。

しかしLTTEの動きは戦略的でもある。LTTEは，ワシントン・セミナーの十分前にセミナーに招かれないことを了承していた。そのため招待されなかったことは本来ならば撤退の理由にならない。LTTEは国際会議の場で今後の行動

図1 ジャフナ島のHSZ



の制約となるような条件を付けられることを危惧したと思われる。スリランカ政府との直接交渉ならばいくらかでも無視できるが、国際会議での宣言は守らざるを得ないと認識して

いるのである。さらに東京会議を約1カ月後に控えた段階で撤退を表明することで、ノルウェー代表、明石代表などが東京会議出席について協議するためにわざわざLTTE支配地域を訪れるなど、「タミルの唯一の代表」として国際社会も認められた地位を内外に知らしめる格好の機会となった。

6月9日、10日の東京復興援助会議はLTTEの不参加にもかかわらず、51カ国・22の国際機関が参加し国際社会における関心の強さが明らかになった。復興支援を目的として4年間で45億^{ドル}が提示された。日本は10億^{ドル}を供与する。

対立点

このように2002年9月以来2003年3月まで計6回の交渉が行われ、2002年末の交渉の場ではLTTEが連邦制の採用を明言し、独立を事実上破棄するなど進展が見られた。そのほかには国内難民、HSZ、北・東部の紛争被害を受けた人々・地域への復興・再建について議論が行われてきた。しかし、こうした交渉は一見進展しているように見えつつも、LTTEと政府の間で齟齬が生じていたようだ。政府の暫定行政提案(後述)を却下したパラシガムの手紙(5月21日付ヘルゲソン宛)にその背景が述べられている。交渉はスリランカの現行憲法の枠組みを変更しない、という前提で行われた。すなわちLTTEの北・東部における地位や役割という、本来ならば改憲なしには踏み込めない本質的な議論をさけて周辺部分を議論していた、というものである。したがって、たとえ交渉が再開するとしても、スリランカ政府が改憲を前提としないならば、同じことの繰り返しになる恐れがある。

政府とLTTEの和平交渉で主要課題として取り上げられなかったが、両者の間にはさまざまな対立点があった。以下に事件が発生した順に示すが、これらは交渉の局面がいかに多様で、扱いが困難であるかを如実に表す。

〈ベルト問題〉 ベルリン第5回交渉の後，ジャフナ半島のマニペイで「自由の鳥」と呼ばれる LTTE 女性兵士の着用する太く黒いベルトが LTTE のユニフォームに当たるかどうかで，口論となった。停戦合意ではユニフォームを着用した LTTE メンバーの政府支配地域への立ち入りは禁止されている。政府側は女性メンバーのベルトをユニフォームと見なし，立ち入りを拒否し，発砲したことで緊張が高まった。これに伴いジャフナやキリノッチでは，政府軍の撤退を求めるタミル人数千人のデモが起こった。

〈シータイガー問題〉 3月の箱根交渉の直後，LTTE は中国漁船2隻を沈没させ，17人が死亡している。さらに LTTE および SLMM に対する不信感を決定づけた事件としては SLMM が箱根会議の合意に基づいた討議資料を4月2日に提出したが，その中でシータイガーを事実上の海軍 (de fact navy) と記述しており，政府の抗議を受けて再提出を余儀なくされた。SLMM に対する不満が強まり始めたのはこのころからである。4月には，前月の中国船襲撃に関して SLMM は，撃沈を第三者の何者かによるもの，と報告した。さらに11月に発生した事件で SLMM に対する政府の不信感は決定的となった。事件とは，スリランカ海軍が密輸船調査をおこなうと SLMM に報告したところ，SLMM が LTTE に事前に報告していたことに端を発する。SLMM としては，LTTE が明らかな停戦合意違反を犯したとなると和平への障害となりかねないという配慮からの行為であった。しかし，スリランカ海軍としては北・東部海域における LTTE 船の横行は認めがたい。SLMM の責任者は10月に帰国して，2004年2月からは別の人物が任命されることになった。

〈LTTE キャンプ問題〉 8月以降トリンコマリー近郊の LTTE のキャンプが問題となった。政府は停戦合意以降に作られたもので停戦合意違反だと主張するが，LTTE は停戦合意以前からあったものだと譲らない。

〈LTTE による少年兵の徴兵〉 LTTE は一家族最低一人の兵士を供出することを強要している。ユニセフの報告書によると2003年だけで709人の男女が LTTE に徴兵されている。LTTE は国内避難民が帰還できない理由として HSZ の存在を挙げているが，息子や娘が LTTE に徴兵されるのを恐れるため，帰還ができないでいる避難民もいる。

〈ムスリムの動き〉 2002年，LTTE がスリランカ政府と停戦合意を成立させた後の4月13日に LTTE とスリランカ・ムスリム評議会 (SLMC) が合意を締結した。この合意では，1990年に LTTE がジャフナから強制退去させたムスリム

6万5000人の帰還やその他の地で難民化したムスリムの帰農、タミル人多数居住区でのムスリムの安全確保、そしてムスリム・コミュニティが和平プロセスへ代表を送ることなどが記されていた。この合意で東部における LTTE との関係を改善できると安心した。しかし、2003年になっても東部では、ムスリム商人・農民に対する LTTE による徴税、土地収奪など LTTE とムスリムの対立が相次ぎ、死傷者も出た。2004年1月にムスリムの団体から提出された LTTE によるムスリム弾圧の実態を記した報告書によると、LTTE はムスリムが密集して居住するトリンコマリー地区のキンニャからムスリムを退去させようと試みているという。さらに2003年12月末、タミルチェルヴァン LTTE 幹部は突然、LTTE と SLMC の合意はもはや有効ではないと宣言した。SLMC は、後述する ISGA (暫定自治機構) 提案におけるムスリムの政治的・経済的地位・安全確保に不安を抱き、独自の和平提案を作成中だったが、LTTE とムスリムを結ぶ頼みの綱だった合意を無効と宣言され、対応に苦慮している。

〈他のタミルグループ〉 イーラム人民民主党 (EPDP)、タミル統一解放戦線 (TULF) 等の LTTE 以外のタミル人政党および警察に情報提供などで協力したタミル人や元 LTTE メンバーらが被害対象となる事件が多発し、2003年だけで30人余が殺害されている。TULF のアーナンダサンガリー代表は、LTTE をタミル人を代表する唯一の存在として認めることを拒んでおり、LTTE から脅迫を受けている。LTTE 以外のタミルグループは停戦合意に従い武装解除しており、依然として武器を持ち続け、敵対グループのメンバーを殺害し続ける LTTE の特殊性は際だっている。

LTTE による停戦違反は上に挙げた五つの事例に止まらない。にもかかわらず政府や SLMM は LTTE をあからさまに批判できないでいる。LTTE を刺激することで LTTE が停戦合意を破棄し、援助や投資がストップすることを恐れているためである。

暫定自治機構

スリランカ政府と LTTE による直接交渉は頓挫したままであるが、LTTE がはじめて文書による提案書を提出したことは一つの転機といえる。北・東部における暫定行政機構の議論は5月17日にノルウェー代表によって LTTE に手渡された政府書簡に始まる。

これに対して LTTE は5月21日付けのバラシンガムからノルウェーのヘルゲ

ソン副外相に宛てた手紙で暫定行政機構について初めて公言した。書簡によれば元々は、2001年の総選挙の際に、UNF が公約として述べた。つまり停戦合意以前から UNF とは合意があった。その後の交渉で復興・開発や人道支援のための各種機関が設置されたが、十分に機能していないこれらの機関の拡充でなく、LTTE が意志決定と疲弊した経済の再建や正常な生活の再構築に主体的に参加する新しい組織の設立が必要だとしている。そしてこれを東京会議への出席の条件としている。体調不良のバラシガムに代わり交渉の中心となったタミルチェルヴァンによる文書でも LTTE が完全に北・東部をコントロールする形での暫定行政機構が強調され始めている。

LTTE の返信に対して大統領は、事実上の独立国家につながるこのような提案は LTTE が和平協定に調印し、武装解除し、テロリズムを放棄し、分離主義を否定してからでなければ検討不能と従来の主張を繰り返し、拒否した。しかし6月の東京会議に何とかして LTTE を出席させたいスリランカ政府は5月27日に LTTE に対して再び書簡を送っている。その書簡では北・東部における再建・復興・開発プログラムを有効に実施するための行政・財政的措置として3層からなる機関が提示された。しかし LTTE は5月30日に、首相の提案は機能不全の既存の復興組織に屋上屋を重ねるような開発専門機構の創設であると拒否した。首相は6月19日に再び同様の書簡を LTTE に提案しているが、LTTE はこれに対しても拒否してきた。その間、LTTE 欠席のまま東京でスリランカ援助会議が開催され、東京宣言が採択されたが、これに対しても LTTE は拒否宣言をした。

政府は7月17日ノルウェーに託して LTTE に“Provincial Administrative Structure for the Northern and Eastern Province”と題したディスカッション・ペーパーを送った。この文書の主要なポイントは、州行政評議会はメンバーの過半数を LTTE が占め、意志決定権を持つ点である。その他のメンバーは政府、PA、SLMC で構成される。その権限は、警察、治安維持、土地、歳入を除く北・東部の再建・復興・開発にかかわる行政分野である。LTTE は夏頃からヨーロッパなどで各地の支援者と会合を開き、暫定行政機構について話し合いを重ねた。その結果、10月末に初めて LTTE による提案が正式に提出された(「参考資料」参照)。前文から分かることは、LTTE がスリランカ政府に対して深い不信感をいだいている点である。それに対して国際社会への信頼を表すことで、和平プロセスへの国際社会の関与が必須であることを強調している。条項は22項目で以下のとおりである。1．暫定自治機構 (ISGA)、2．ISGA の構成、3．選挙、

4．人権，5．世俗主義，6．差別の禁止，7．贈収賄防止，8．すべてのコミュニティの保護，9．ISGA の司法権，10．権力の分離，11．財政，12．借入・救援支援の享受・通商の権限，13．財源の会計監査，14．地方委員会，15．管理，16．土地の管理，17．占領地への再定住，18．水産資源ならびに海洋資源，19．天然資源，20．水資源の利用，21．合意と協定，22．紛争の解決，23．施行期間となっている。特に注目すべきは以下の点である。

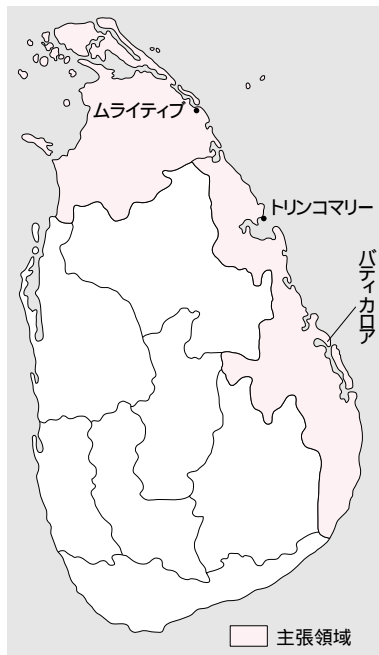
2．ISGA の構成を見ると LTTE が過半数を占めるとされている。LTTE は LTTE をタミルの唯一の代表と主張しているため、ごく自然な主張であるが、他のタミル団体・政党についての記述が見られない。東部の人口構成をタミル、シンハラと三分するムスリムの代表割合についての具体的な記述もない。

9．の ISGA の司法権では、「ISGA は、北部・東部地域への再定住・同地の復興・再建・発展に関する全権ならびに既存の業務と機関の整備，改善(以下これを RRRD と呼称する)を含む北部・東部地域の政治の全権を持つものとする。同時に課税を含む国家財源の調達・歳入・徴税と関税，法律と治安，土地についての全権も有するものとする。これらの権力は、スリランカ政府によって管理の行われていた地域ならびに北・東部地域における全権および全機能を含むものとする」とあり、この規定によるならば、北・東部はスリランカの現行憲法の範囲外になってしまう。

10．権力の分離では、同意書の解釈や紛争の解決をする唯一絶対の司法権をもつ独立した司法機関が北・東部に設置されることになり現行の司法制度と対立する。

11．12．13．では財政や経済運営に関する ISGA の独立性が強調される。天然

図2 ISGA で LTTE が主張する領域と海上での衝突発生場所と発生日



- ① 2月7日：LTTE 武器密輸船自爆。② 月0日：海軍と LTTE タンカー銃撃戦。LTTE 船沈没。③ 月20日：中国船2隻が撃沈される。④ 月4日：LTTE 船とおぼしき主船，海軍の攻撃で沈没。

資源の管理に関しても ISGA の権限は広い。一般の土地，および現在スリランカ政府軍が占拠している HSZ に関する規定もこれまでの政府の主張やナンビアの報告書を一切考慮していない。さらに水産資源・海洋資源に関しての LTTE の主張はスリランカ政府にとって主権国家としてのスリランカを侵害するものである。提案によると，スリランカの沿岸の 3 分の 2 が ISGA に属することになり，LTTE による武器や薬物の密輸も取り締まることができなくなる。

このほか，提案書には武装解除についての言及がない。したがって LTTE による民主的な統治が行われる保証はなく，ムスリムに対する暴力の事例から見ても LTTE の恐怖による支配は続く可能性がある。これは停戦が始まったときから懸念されていた点である。

LTTE は2002年の直接交渉の際に分離独立要求を破棄したはずだが，ISGA 提案は北・東部へのスリランカ政府のあらゆる介入を拒む，まさに独立国家への布石と見ることができる。

国内政治

首相と大統領の対立

国内政治では首相と大統領の対立が際だった。首相が主導する和平プロセスの進展に不満をもつ大統領は広範な権限を行使する可能性を示唆しはじめた。5月8日深夜発行の官報により，大統領は突然宝くじ局を大統領府に移管した。11月には大統領が突然国防，情報，内務各相を更迭，大統領府に接收した。翌日には外出禁止令が発令され，コロンボ市内は一時騒然とした。大統領は以前から LTTE が停戦合意中にもかかわらず徴兵や武器密輸を行い，兵力を強化していることを指摘していた。軍幹部もそれを認める発言をしている。大統領制が導入されて以来，国防相は大統領が兼務するのが通例だった。それが2001年の組閣ではずされた。そのため軍を統制することができず，治安問題に関しても蚊帳の外に

おかれていた大統領は不満だった。大統領は大臣の更迭後、UNF 側から PA に寝返る国会議員がいると踏んでいたのだが、誰一人脱党するものはなかった。この問題に関しては、委員会が任命され、大統領と首相の関係を修復しようとしたが、首相が大統領との軍事的権限共有を拒み、破綻したままである。首相は、LTTE との交渉には国防相の権限が不可欠であると主張している。

野党 PA を構成するスリランカ自由党(SLFP)は、与党 UNF と対抗することを目的として、国会で16議席を持つ人民解放戦線(JVP)と連合を形成しようとしていた。この動きは2003年2月頃から取りざたされていたが、条件面で折り合いがつかず、合意が形成されたのは年を越してしまった。合意の形成が遅れた理由としては、SLFP 内部の意見対立もある。大統領の弟のアヌラは、JVP との連合および国会解散・総選挙実施に積極的だった。一方で大統領は、首相の和平プロセスの手法を批判しながらも二大政党による連合政府が問題解決に必須だとの認識をもち、折に触れて首相に連合を呼びかけていた。

JVP との連合が実現しなかったのにはもう一つ理由がある。JVP は2003年半ばまでノルウェー仲介の和平に強硬に反対する立場にあったが、合意形成に当たり LTTE との交渉を認める立場に転換した。また、経済政策などではグローバルイゼーションに反対して、極端なシンハラ・仏教徒中心主義を前面に打ち出している。和平に対する強硬な姿勢や時代遅れな経済政策は SLFP 内部にも反感を招いている。それでも JVP の動員力は労働組合や学生組織を中心に大きく、SLFP にとって JVP との連合は、選挙では心強いパートナーたり得る。UNF との連合が望めない以上、選挙を行い国民の信任を問うことが必要であると大統領も判断したようだ。

深まる不信感

世論調査でも大統領と首相の妥協と協力が必要であると認めていながら実現しなかった。相互の不信感は根強い。

暫定自治機構を巡る書簡の交換の際に起きたゆき違いも、大統領と首相の溝を深めることになった。7月に LTTE が受け取ったとして公開された文書と大統領が受け取った文書が異なっていた。理由は、大統領に提出したオリジナルの提案を政府がノルウェーに見せたところ、委譲する権限に関する記述で「双方の合意に基づく項目の範囲内で」の詳細な説明をノルウェーが政府に求め、政府が具体的に「警察、治安維持、土地、歳入を除く」という説明を行った。政府は加筆

したものを LTTE に最終的に提出し、それがメディアに流れた。首相側には大統領に間違っただけの情報を流そうとする意図はなかったが、結果的に大統領と首相の間に決定的な不信感が残った。11月の大統領による接収もアメリカ訪問中のウィクレマシンハ首相がブッシュ大統領と会談する直前というタイミングで行われた。

また大統領の任期をめぐる問題も生じている。大統領は1994年に選出され、6年の任期を終了する以前の1999年12月に繰り上げて選挙を行い、勝利した。したがって大統領の任期は2005年末のはずである。しかし、大統領が2000年11月に極秘に宣誓を行っていたことが明らかになった。これに基づき大統領は任期終了を2度目の宣誓の6年後と主張している。憲法上問題なしとする憲法学者もいるが、現在議論の最中である。

国際社会の関与、LTTE の変化、国内経済の疲弊の3点がスリランカを20年にわたる内戦から交渉へ向かわせた原動力であった。しかし、国内政治が二大政党の間で紛糾している間にも国際社会のスリランカに対する熱意は冷めてゆくだろう。国際社会の理解が得られず、援助や投資が滞ることになれば、「和平の配当」を期待した国民の不満は募るだろう。LTTE は、公式には連邦制を認め独立国家を放棄したものの、実質的には自治・独立に近い状態を獲得するまでどんなに時間がかかろうが、戦闘以外のあらゆる手段を行使する意志があるように見える。LTTE は確実に北・東部における実効支配を強め、既成事実化している。ところがスリランカ政府は、シンハラ人を中心とする南部のコンセンサスの形成に失敗している。たとえ選挙が行われて UNF に代わり PA と JVP が政権を取っても、国会におけるバランスが大きく変化することはあり得ず、二大政党による連合ができない限りはにわかには状況が変わることはない。大きな変化があるとするれば、大統領の2期目の任期が終了する2005年(あるいは2006年)と言われているが、その間で議論が熟する保証はない。スリランカ政府は一刻も早く南部の対立を解消し、北・東部開発・復興・統治に関する方針を提示したうえで LTTE と対峙しなくてはならない。

経

済

回復のきざし

2003年上半期の GDP 成長率は5.6%、下半期は5.4%を記録し、2003年全体の GDP 成長率は5.5%となった。これは2002年第2四半期より続く回復傾向を受け

たもので、停戦の継続・国内経済環境の安定が成長の背景にある。好調だったのはサービス部門の6.8%増で通信、観光、金融業などが伸び、2003年成長率の3分の2に貢献した。輸出と建設業が回復し工業部門は5.8%伸びたものの、農業部門は5月の洪水の影響を受けて1.7%の伸びに止まった。

財政赤字は、2001年がGDP比10.8%、2002年が8.9%と順調に下がっており2003年は7.5%を目標としている。財政赤字が改善したとはいえ、税収不足は構造的な問題として解決されないままである。例えば政府収入のGDP比は1993年以降継続的に下落しており、2003年も改善は見られなかった。

インフレ率は2001年が14.2%、2002年が9.6%だったのに対して6.3%と下落傾向にある。復興に伴い供給不足が発生してインフレ率は上昇すると懸念されていたが、安定した対ドル為替レートと輸入品価格、貨幣政策の成功、北・東部の農産物の生産回復などに助けられ、安定していた。

輸出はドル表示で9.2%増加した。前年同期が2.4%のマイナスであったことからすると大幅な回復である。繊維を中心とする工業の伸びが輸入増貢献度の80%を占めるが、農業輸出も紅茶やゴムの輸出価格の上昇を受けて好調だった。輸入は9.3%増加した。前年同期は2.2%増であったので、こちらも回復している。貿易収支は2002年が14億600万^{ドル}(GDP比8.5%)だったのに対して、15億3870万^{ドル}(GDP比9.3%)となっている。しかし、観光客の回復、港湾サービス、送金増によって経常収支赤字は4億1600万^{ドル}(GDP比2.3%)にまで押さえられ、総合収支は3億9000万^{ドル}の黒字になる見込みである。

投資は、2002年上半期の投資額(実施ベース)が5500万^{ドル}だったのに対して、2003年上半期は1億7000万^{ドル}へと跳ね上がった。2003年の目標額は3億^{ドル}である(2002年の実績は2億2400万^{ドル})。国際空港の襲撃を受けた2001年の実績がわずかに

輸出・輸入の変化率・構成(対前年)

(単位:100万ドル)

	2002	2003		変化率 (%)
		構成比 (%)		
輸出	4,699	5,133		9.2
農産物	938	965	18.8	2.9
工業製品	3,631	3,977	77.5	9.5
食料・飲料・たばこ	123	145	2.8	17.7
繊維・衣類	2,424	2,576	50.2	6.3
石油製品	73	65	1.3	-10.8
革製品・ゴムなど	370	400	7.8	8.1
その他	641	792	15.4	23.5
鉱業	90	84	1.6	-7.3
その他	41	108	2.1	166.9
輸入	6,105	6,672		9.3
消費財	1,189	1,344	20.1	13.1
中間財	3,622	3,948	59.2	9.0
投資財	1,170	1,320	19.8	12.9
その他	125	60	0.9	-52.0
貿易収支	-1,406	-1,539		9.5

8000万^{ドル}だったことからすると大きな回復である。インドが最大の投資国である。各種の銀行利率は低く保たれ、民間への融資額も増加傾向にある。

1999年に過去最高の観光客数(43万6000人)を記録して以来、内戦の激化によって観光客数は伸び悩んでいた。停戦以後は観光客数が持ち直し、2003年は対前年比27%増加して目標の50万人を上回った。GDPに占める観光業の割合は3%以下と低いが、雇用に対する貢献は大きい。

「リゲイニング・スリランカ」

2002年6月にスリランカ政府によって作成された、発展のための包括計画である「リゲイニング・スリランカ」(1章は、経済改革の枠組み、主に迅速にすべき行動について)およびその2章として作成された貧困削減戦略ペーパー(PRSP)をもとに、IMFが2003年4月に貧困削減成長ファシリティ(GRPF)および拡大信用供与(EFF)として5億6700万^{ドル}の融資を決定した。また、これらのペーパーは東京会議にも提出され、先述のように45億^{ドル}が提供されることになった。このペーパーは、一般的なPRSPとしての役割とともに復興に伴う経済発展の方向性を示したもので、マクロ経済の安定的運営、雇用と労働、教育・人的資源、金融セクター、公共部門などの改革のための法律の改正などを盛り込んだ。法改正により、効率性、生産性、競争性を向上させることが目的である。そして民間主体の経済発展を支持し、政府の関与を削減してゆく方針が示された。2002年12月には財政運営責任法(Fiscal Management Responsibility Act) (FMRA) が制定され経済運営に関するスリランカ政府の強い意志が示された。

しかし、リゲイニング・スリランカおよび貧困削減ペーパーには幾つかの問題点が指摘されている。第1に、労働法の改正についてである。スリランカでは解雇法、争議法など労働者を保護する法律が厳しく、労働市場の流動性を阻害していることがかねがね国際援助機関より指摘されてきた。確かにこれらの法律改正は必要だった。しかし、これらの法律改正によって失職した労働者を保護する環境が整備されていない。失職者や労働市場への新規参入者を受け入れる民間企業の未発達も解消されていない。国有部門での吸収はもはや不可能である。また同時に指摘されるのは、通常PRSPは作成国の労働組合などの意見も反映されることになっているが、リゲイニング・スリランカ作成に当たっては、労働組合の意見は反映されていない。にもかかわらず2003年1月に労働者解雇法、労働争議法および女性・青年・子供雇用法が改正された。

第2に政府の農業への保護が撤廃されてゆくなかでの土地改革は、たとえ土地が小農に分配されたとしても転売される危険性が無視できない。PRSPでは都市化率が8年間で現在の23%から50%になると予測している。

第3に教育や保健部門における民間の参入を推奨しているが、これはスリランカのこれまでの発展の経験からかけ離れている。

また、ペーパーで挙げられていながら、手をつけられていない構造調整分野が厳然として残っているのも事実である。たとえば、電力供給能力は脆弱なままであり改善が必要である。スリランカの教育水準は高いと評価されてきたが、経済発展に適合した教育システムへの転換が急務である。行政・司法制度改革も進んでいない。したがって公企業改革も取り残されている。

これまで実行された援助で比較的規模が大きかったのは、ADBによる北・東部の学校建設や水供給システムの修理など(1億ドル)にすぎない。東京会議での援助は、和平プロセスの進展を前提としているために実施されないままになっている。しかし内戦の影響を受けた北東部の貧困率は75%と見積もられており、貧困に対する措置が急務である。

対 外 関 係

首相は2003年だけでも2月、5月、8月、10月と4回インドを訪問している。和平に関しても、経済面に関してもインドとの関係が一気に強化された一年だった。

インドはこれまで積極的にスリランカの和平に関与していなかった。しかしスリランカ政府は和平の進展に関して、インドに対して情報を伝え続けてきた。4月のワシントン・セミナーには、LTTEが不参加であったことから、インドの代表も姿を見せている。これまでインドは、LTTEをテロ指定していることを理由に、LTTEと国際会議の場で同席を拒んでいた。さらに首相のインド訪問後の10月頃からインドもスリランカ和平に積極性を見せてきた。和平に日本やアメリカ、EUなどが関与し始めたことで、南アジアにおける大国としての立場を再び主張し始めたようである。同時にスリランカ軍に対する協力体制ができあがる見込みである。具体的にはスリランカ軍への訓練や技術提供、ジャフナのパライ空軍基地の修繕も協力合意に含まれている。洪水時の緊急援助も迅速に行った。懸案だったマンナールとトゥーティコリンを結ぶフェリーの運航は延期されてしまったが、インド人観光客も前年に引き続き増加している。インドとスリラ

ンカ間の橋の建設は、スリランカ政府が引き続き積極的にインドに呼びかけている。

経済面でもインド・スリランカ自由貿易協定の影響で両国の貿易量は増えつつある。3月には情報技術(IT)についての相互協力合意に調印した。インドとスリランカはすでにFTAを結んでいるが(1998年締結,2000年発効),さらに関係を強化した形の包括的経済協力合意(CECA)を提案する報告書が両国首脳に提案された。提案書では取引内容の深化やサービス部門・投資の促進について提言しており,2004年3月にも調印予定である。さらにインド石油公社(IOC)はセイロン石油公社(CPC)に7500万ドル支払い(2003年中に支払われたのは3000万ドル),スリランカ国内の100カ所のスタンドにおける販売権を得た。2004年にはさらに150のスタンド経営がIOCに移行する。すでにトリンコマリーの石油備蓄タンクは35年のリース契約が結ばれている。IOC以外のインドの石油販売会社もさらにスリランカ市場に参入する見込みである。

2004年の課題

大統領と首相の政治的対立により,国会解散,総選挙が確実視されている。同時に州評議会も任期が満了し,選挙が行われる。すでに2003年の時点から国会議員は地元での選挙活動を始めつつあり,和平プロセスの停滞は必至である。LTTEが交渉のテーブルに着かない限り和平の進展はない。しかし,LTTEは政府の対立が収束するまでは交渉に戻らないと断言している。和平の進展がない限りは援助機関も動くことができない。停戦は継続しているものの,具体的な復興・インフラ建設などの和平の配当がこのままなければ,国民の和平への支持も失いかねない。

中央銀行は2004年の経済成長率を6%前後と見込んでいる。しかし,2003年後半から降雨不足が続いており,このままでは農作物や水力発電への影響が懸念されると経済政策委員会が懸念を表明している。なにより和平プロセスの再開が経済の安定的成長にとって最も重要である。すでに和平プロセスの停止による新たな投資流入のストップ,SLFPとJVPの連合による経済活動へのマイナスの影響なども指摘されており,中央銀行が予測するような経済成長が持続するかは微妙なところである。

(地域研究センター)

1月6日 ▶川口外務大臣ジャフナを訪問、イギリス NGO の地雷除去作業を視察。コロンボで外相、大統領、首相と会談。ジャフナにおける4事業に総額約1億5200万円の無償資金協力で調印。

▶タイで第4回和平交渉(～9日)。復興・難民の再定住問題で合意。

15日 ▶明石康日本政府特別代表、スリランカ到着(～18日)。北・東部における緊急人道・復旧ニーズ小委員会(SIHRN)に出席。キリノッチでタミル・イーラム解放の虎(LTTE)幹部と会談。

24日 ▶6人の閣外相、1人の副大臣が宣誓。

30日 ▶ユニセフ代表、LTTEと少年兵徴兵について話し合いのため到着。翌日キリノッチでタミルチェルヴァン LTTE 政治局長と会談。

2月6日 ▶人民解放戦線(JVP)とスリランカ自由党(SLFP)、連合について話し合い。

7日 ▶ベルリンで第5回和平交渉(2日間)。土地問題とムスリム問題に関する委員会を東部に設立。少年兵徴兵問題について合意。

▶LTTEのボート、カイツ島付近で武器を積んだまま自爆。LTTEメンバー3人死亡。

12日 ▶ジャフナのチェックポイントでLTTE女性兵士のベルト着用が停戦合意違反になるかどうかで軍とLTTEが衝突。

13日 ▶明石代表、首相に会見。336億3000万円のODA供与を発表。

19日 ▶LTTE、パティカロアで女性兵士ベルト問題に抗議してストライキを呼びかけ。

25日 ▶大統領、第13回非同盟諸国会議に出席(クアラルンプール)。

27日 ▶首相、インド訪問(～3月1日)。

3月6日 ▶ADB代表スリランカ訪問。キリ

ノッチでタミルチェルヴァンら LTTE 幹部と会談。

10日 ▶ムライティブ沖で海軍とLTTE船が銃撃戦。LTTE船は沈没。

▶JVPと人民連合(PA)合同の反政府デモ。政府は5000人の警官を配備して警戒。

11日 ▶LTTE、キリノッチに裁判所を開設。

14日 ▶ジャフナ半島のパツライにイーラム銀行開設。

18日 ▶箱根で第6回和平交渉(～21日)。

21日 ▶LTTE、中国のトロール船2隻を撃沈。17人死亡。

24日 ▶ピーリス憲法大臣、ラビ・カルナナヤケ商務大臣ら、アメリカ訪問。アーミテージ国務副長官らと会見。

26日 ▶SLFP、2002年に20人以上のタミル人情報提供者がLTTEに殺害された、政府は身辺警護を強化すべきだったと批判。

28日 ▶スリランカ停戦監視団(SLMM)、中国船襲撃にLTTEが関係したという明白な証拠はないと報告。

31日 ▶海軍、LTTEの船を撃沈。

▶ムットウルでムスリム青年二人が行方不明。

4月7日 ▶大統領、インド訪問。ジャヤラリタ・タミル・ナドゥ州首相と会談。

12日 ▶コロンボ・パティカロア間の列車運行再開。

14日 ▶ワシントンでスリランカ・セミナー開催されたもののLTTEは招かれず。

15日 ▶行方不明になったムスリム青年の母親が服毒自殺したのをきっかけに散発的な衝突。夜間外出禁止令発令。

21日 ▶政府の対応の遅れを理由に次回開催予定の直接交渉に参加しないとLTTEが発表。

23日 ▶ SLMM, 政府と LTTE に海上における衝突を防止するための措置を含むディスカッション・ペーパー(IDP)を提出。

25日 ▶ JVP, コロンボ中心部でデモ。ムトゥールのムスリムの安全・保護, SLMM の国外退去を求めた。

▶ IDP 中の, シータイガーを LTTE の正規海軍と認めるような表現を巡り野党が反発。

5月3日 ▶ 明石代表, LTTE の交渉不参加を翻意させるためにスリランカ訪問。

6日 ▶ ガユーム・モルディブ大統領, スリランカ訪問。

7日 ▶ 明石代表, キリノッチで LTTE 指導者プラバカランら LTTE 幹部と会談。

▶ 国防大臣, ジャフナの高度警戒地帯(HSZ)を移動させないと声明。

9日 ▶ 大統領, 8日深夜発行の官報により宝くじ局の権限を経済改革省から大統領府に移行。

▶ 元インド陸軍中将ナンビアがジャフナの状況について報告書発表。

11日 ▶ アメリカ南アジア担当国務次官補ロッカ, スリランカ訪問。

15日 ▶ ノルウェー外相, LTTE 幹部らとキリノッチで会談。プラバカラン, ノルウェー外相に, 第6回直接交渉で決定した事項の政府による実施がなければ東京会議に出席しないと語る。

17日 ▶ ノルウェー副外相, 再びキリノッチ入りシタミルチェルヴァンらと話し合う。スリランカ政府作成の北・東部開発・再建評議会設立提案を手交。

18日 ▶ 政府, ラトナブラ, ハンバントータでの洪水による死亡者は84人と発表。

20日 ▶ LTTE, 首相の提案を拒否し, 東京会議出席の条件を提出。

22日 ▶ タミルチェルヴァン, 記者会見。

LTTE は東京会議に出席しない。現行憲法の枠組みでは何も変わらない。過去の6回の交渉は時間の無駄だった。

24日 ▶ 在スリランカ EU 代表, 2日間のジャフナ訪問を終えて記者会見。

25日 ▶ 南部州評議会の大臣, コロンボ中心部で殺害される。

6月1日 ▶ 首相, LTTE を中心とした復興のための行政機構および対話再開を提案。

4日 ▶ LTTE バラシಂಗム政治顧問, 首相による対話再開提案を拒否。

9日 ▶ 東京でスリランカ復興・援助会議開催(~10日)。4年間で45億^{ドル}の援助が供与された。

14日 ▶ ムライティブ沖で武器を輸送中の LTTE 船, 海軍に停止を要求されて自爆。

▶ LTTE, ジャフナでイラム人民革命解放戦線(EPRLF)の実質的なリーダー・スバタランを殺害。

16日 ▶ 西部州評議会議員スニル・メンディス(PA), ラガマの自宅で撃たれて死亡。

▶ 政府, SIHRN に代わる制度を提案。

19日 ▶ エネルギー大臣, 洪水(253人死亡)後の復興に2700万^{ドル}の援助が必要であるとアピール。約14万世帯が避難状態。

▶ 首相, テレビ演説で LTTE に暫定行政機構について話し合うことを申し入れ。

▶ バラシングム, タミルネットのインタビュアーに答えて, 政府が具体的な策を出さなくては, LTTE としても対応できないと語る。

21日 ▶ 首相, イギリスに出発。

23日 ▶ デヒワラの警察で情報局長が LTTE メンバーに殺害される。

30日 ▶ 在スリランカ日本大使ら, タミルチェルヴァンら LTTE 指導部とキリノッチで会談。

7月7日 ▶ 仏僧ら, SLMM が LTTE 寄りで

あるとして抗議のデモ。

15日 ▶スリランカ国防相、海軍中将らイスラエル訪問。数週間前にはイスラエル関係者がスリランカを訪問。

16日 ▶復興省、難民の帰還事業を開始。

17日 ▶ウエストボルグ・ノルウェー特使、仮暫定行政機構の提案「ディスカッション・ペーパー」を持ってキリノッチ入り。

27日 ▶タミルチェルヴァン、政府提案を精査していると語る。LTTE が改めて政府に提案する案を政府が受け入れるならば話し合いを再開する用意がある。

28日 ▶タミルチェルヴァン、軍のヘリでパティカロア入り。

31日 ▶パキスタン内務大臣来訪。(3日間)

8月3日 ▶矢野外務副大臣、ジャフナ訪問。難民キャンプ、軍関係者らと会談。翌日はマータラの水供給プロジェクトの調印式で交渉再開の重要性を主張。

7日 ▶ユニセフ、東部でLTTE の少年兵士リハビリセンターの建設を開始。

▶アメリカ国務省、LTTE が和平プロセスを無視していると批判。アムネスティや人権監視団体もLTTE を批判。

8日 ▶首相、中国に向けて出発。

13日 ▶政府、数週間以内に大規模道路プロジェクト・電気プロジェクトを開始すると発表。

14日 ▶タイ・タクシン首相、スリランカ来訪(～15日)。

▶憲法大臣、LTTE と政府の交渉は9月末にも再開すると語る。

15日 ▶イーラム人民民主党(EPDP)、パティカロアで暗殺されたメンバーの遺体をSLMM 事務所前に置き、SLMM が義務を果たしていないと抗議。

17日 ▶ムットゥルでタミル・ムスリム間の

緊張が高まる。

19日 ▶スリランカ・ムスリム会議(SLMC)、首相に東部におけるムスリムの安全のために対応しなければ24時間以内に政府支持を撤回すると表明。

21日 ▶東部に警察官を増員するために500人の警官を採用すると発表。

▶SLMM スポークスマン、LTTE による対立グループや軍の情報提供者殺害は単なる犯罪であり、停戦合意違反ではないと表明。

23日 ▶LTTE メンバーおよびその支持者らパリで政府に対する提案について話し合い(～27日)。

25日 ▶JVP、4日間にわたる政府・LTTE ・ノルウェーへの抗議行進をゴールより開始。

26日 ▶政府、南部開発計画“Take Your Share of Peace”発表。

28日 ▶タミルチェルヴァン、監視団などから停戦合意違反だとされているキャンプは2002年2月の停戦合意以前に作られたとして、撤去する意図のないことを明らかにした。

9月8日 ▶首相、貿易・投資促進のためマレーシア訪問(～9日)。

11日 ▶明石代表、東京会議のフォローアップのためスリランカ到着(～16日)。

17日 ▶病院関係者、ストライキ開始。13日間継続。

20日 ▶モルディブで衝突、囚人2人死亡。

10月2日 ▶ADB、世銀、JBIC、スリランカの平和の進展と援助を関連づけた声明。

▶アメリカ国務省報道官、LTTE はテロ組織との認識継続を表明。

▶LTTE 一行、暫定行政機構案作成のためにダブリンに出発。

3日 ▶元LTTE 少年兵のための厚生施設が北部に開設された。

16日 ▶海軍、SLMM がLTTE に武器密輸

捜査に関する情報を流したと批判。

20日 ▶インド訪問中の首相とインドが軍事の紐帯の強化も含む新たな合意へ。

23日 ▶大統領，ノルウェーに対してSLMM責任者テレフセンの解任を求めた。

28日 ▶SLMM責任者テレフセン，一時帰国。

31日 ▶LTTE，ワンニで暫定行政(ISGA)に関する案をノルウェー大使に手交。

11月4日 ▶夜，大統領，国防相・内務相・情報相ら3閣僚を更迭。議会を停止。軍と警察を動員して放送局や政府系新聞の印刷所，発電所など要所の警戒体制を強化。

5日 ▶カジルガマル大統領顧問，停戦を継続すると明言。

▶大統領，非常事態宣言発令。

▶ブッシュ米大統領，首相支持を表明。

7日 ▶首相アメリカより帰国。

9日 ▶首相，大統領が和平の責任者になるべきだと発言。

11日 ▶UNF，大統領の提案である国民政府樹立を拒否。

13日 ▶ブラバカラン，来訪中のノルウェー副外相と会談。

14日 ▶ノルウェー，和平の主導権が明らかになるまで交渉から一時離れると表明。

15日 ▶株価7%下落。

18日 ▶大統領，政治問題解決のための委員会を任命。大統領と首相の会合の日取りなどを決める。

19日 ▶国会再開。国会議長が大統領を批判し，国会は大混乱に。

20日 ▶スリランカ代表団，日本訪問。日本はスリランカに交渉を再開するよう要求。

21日 ▶大統領，12月15日を首相との交渉の

期限に設定。

26日 ▶EU代表パッテン，ブラバカランと会談。

27日 ▶LTTE英雄週間。ブラバカラン，和平を継続する意を示し，ISGAは独立への第一歩ではないと強調。

▶国民合意委員会は首相と大統領に最終レポートを提出。

29日 ▶大統領，頓挫した和平プロセスを再開させるための共同和平委員会(JPC)任命を提案。

12月1日 ▶政府，大統領の提案を拒否。

2日 ▶LTTE，11月30日に拿捕した32人のインド人漁民を解放。

4日 ▶川口外相，スリランカの和平プロセスが頓挫していることを憂慮，早期再開を強く希望すると談話発表。

7日 ▶首相，クルネーガラでの集会で，和平プロセスの責任者が明確でなければ戦争が再開するかもしれないと警告。

▶バラシingham，イギリスでインドとLTTEとの関係の改善を求めて演説。お互い過去に過ちを犯した。インドはスリランカの和平交渉に関与すべきと語る。

9日 ▶スリランカ軍兵士，ジャフナのバス停で発砲。弾は民間人に当たり，重傷。

17日 ▶ロシア訪問中の僧侶ソーマ氏死亡。

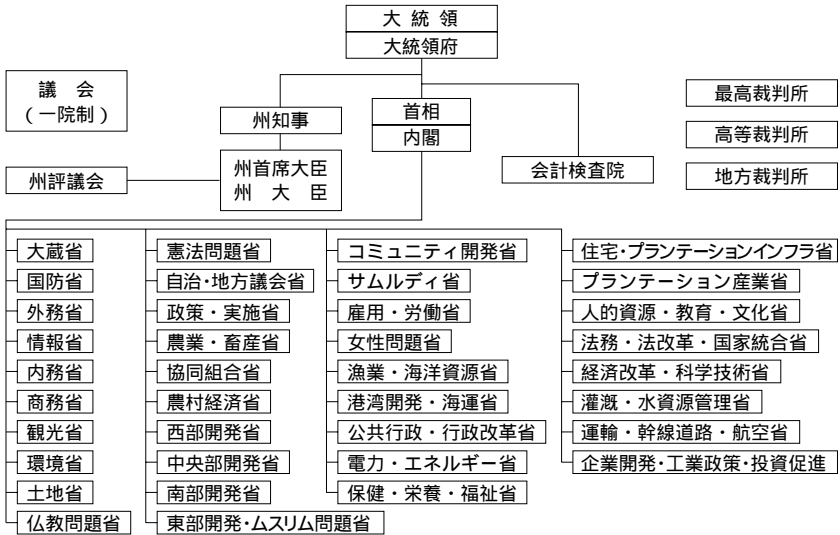
18日 ▶予算2004年歳出予算案の第三読会で審議を通過。

19日 ▶大統領，刑務所，灌漑，移住，登録，インド・タミル登録，センサス局などを新たに国防省の管轄に移行させた。

24日 ▶ソーマ氏の葬式に際して，コロンボで警戒態勢。

28日 ▶コロンボ近郊の教会が襲撃される。

① 国家機構図(2003年12月末現在)



② 政府閣僚名簿

大統領	C. B. Kumaratunga	電力・エネルギー	Karu Jayasuriya
閣僚		住宅・プランテーションインフラ	Arumugan Tdaman
首相および政策・実施	Ranil Wickremasinghe	保健・栄養・福祉	P. Dayaratna
中央部開発	Tissa Attanayake	農業・畜産およびサムルディ	S. B. Dissanayake
協同組合	A. R. M. Abdul Cader	企業開発・工業政策・投資促進および憲法問題	Prof. G. L. Peiris
公共行政・行政改革	Vajira Abeywardena	灌漑・水資源管理	Gamini Jayawickrama Perera
内務	John Amaratunge	外務	Tyronne Fernando
自治・地方議会	Alick Aluwihare	マスコミ	Imthiaz Bakeer Markar
商務	Ravi Karunanayake	国防および運輸・幹線道路・航空	Tilak Marapana
プランテーション産業	Lakshman Kiriella	経済改革・科学技術	Milinda Moragoda
南部開発	K. Ananda Kularatna	西部開発	M. H. Mohamed
人的資源・教育・文化	Karunasena Kodituwakku	女性問題 (Mrs.)	Amara Piyaseeli Ratnayake
農村経済	Bandula Gunawardane	観光	Gamini Lokuge
コミュニティ開発	P. Chandrasekaran		
大蔵	K. N. Choksy		

法務・法改革・国家統合および仏教問題

W. J. M. Lokubandara

漁業・海洋資源

Mahinda Wijesekera

雇用・労働

Mahinda Samarasinghe

環境

Rukman Senanayake

土地

Dr. Rajitha Senaratne

港湾開発・海運および東部開発・ムスリム問題

Rauff Hakeem

閣外相

幹線道路

A. L. M. Athaullah

海外雇用問題

Lakshman Yapa Abeywardana

議会問題

Alhaj A. H. M. Azwer

国営交通

Piyasoma Upali

外務補助

Lal Dharmapriya Gamage

自治・地方議会

Earl Gunasekara

復興・定住・難民問題

Jayalath Jayawardana

土地所有権問題

Lucky Jayawardana

農業技術

Hemakumara Nanayakkara

灌漑

H. G. P. Nelson

小規模農民開発

Susantha PUNCHILAME

北西部開発

Jayatilake Podinilame

青年問題・スポーツ

Johnston Fernando

米耕作

D. M. Bandaranayake

工業

Rohitha Bogollagama

観光開発

R. M. Ranjith Madduma Bandara

ワン二開発補助

Noordeen Mashoor

都市公共機関

M. Mahroof

ヒンドゥー問題

Thiagarasah Maheswaran

科学技術

Keheliya Rambukwella

伝統医療・災害救済

Sarathchandra Rajakaruna

学校教育

Suranimal Rajapaksa

社会福祉

Ravindra Samaraweera

サムルディ

R. A. D. Sirisena

水資源管理

Lakshman Senewiratne

高等教育・訓練

Kabir Hashim

住宅開発

P. Harrison

副大臣

漁業

M. B. Mohideen Abdul Caader

灌漑・水資源管理

P. Chandrasekaran

大蔵

Bandula Gunawardane

プランテーション産業

Navin Dissanayake

保健

Sajith Premadasa

環境

Indika Bandaranayake

政策・実施

Milinda Moragoda

電力・エネルギー

Sagala Ratnayaka

商務

J. Wijekoon

農業・畜産

Muthu Sivalingam

住宅

Basheer Segu Dawood

南部開発

Mahinda Wijesekera

(注) 11月4日に大統領は国防、内務、マスコミ大臣職を兼任した。

(出所) *Hansard*, 2003年7月8日。

③ **スリランカ北・東部の暫定自治機構設立合意に関するタミル人を代表するタミル・イーラム解放の虎による提議書**

われわれは、法治、人権と全人類の平等、民族自決の原則に則り、スリランカのすべての人々に恒久平和をもたらすことを決定した。

ノルウェー王国政府ならびにノルウェー国民、さらにこの島に平和をもたらそうと試みる国際社会の貢献を感謝とともに受け入れる。

タミル人とシンハラ人の間の和平プロセスの困難な歴史にもかかわらず、平和的解決は現実の可能性が高いとみなしている。

北部・東部地域に暫定自治機構を設立し、さらに同地の法律と政策を立案し、すべての再定住、復興、再建、発展を迅速かつ有効に遂行することによって北部・東部地域の人々の急務に応えることを決定した。

タミル人とシンハラ人の関係の歴史は、ス

リランカ政府(GOSL)とタミル人から選出された代表者との間に厳粛に締結された協定と取り決めを、歴代のスリランカ政府がそれを反古にし、一方的に破棄する過程であったとわれわれは認識している。

また、歴代のスリランカ政府が、タミル人に対する虐待、差別、国家的暴力を働いたことを忘れてはいない。

タミル人は独立王国、すなわちタミル人のための世俗国家を樹立するため、1976年のヴァッドウコツダイ(Vaddukoddai)決議へと続く選挙で選出された代表者に統治を委任した。

タミル人の武装闘争は、自己防衛の手段として、またタミル人の民族自決権を実現する手段として、40年以上にもわたる非暴力的かつ平和的で合法的な闘争の後に生まれたことを忘れてはならない。

思い起こせば、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)は、2000年12月の単独での休戦宣言により、さらに2001年12月には幹線道路を再開し、貿易と人の自由な動きを円滑にし、さらに正常な状態を回復し真の紛争解決に貢献する状況を作り出すことを望み、誠意をもって和平交渉を開始することにより初めて平和への方策を講じた。

またわれわれは2001年の停戦合意の際の、現GOSLの政治的意図を忘れてはいない。

スリランカでの戦争は主として北・東部に限定され、結果この地域の社会的、経済的、行政的、物質的基盤は破壊され、そして北・東部はいまだに戦争による爪あとを保ち続ける地域であることを実感している。

さらに北・東部のタミル人の大部分が、2000年に行われた総選挙の投票によって、信頼に足る自分たちの代表者としてLTTEによる統治を承認したと自認している。

LTTEは、スリランカ北・東部地域の大多

数の人々に有効的な支配力と司法権を行使することを考えている。

また、最終的な交渉による解決とその実行は長い道のりとなるであろうと予期していることを認めるものである。

しかしながらすべての難民・避難民が安全かつ自由に帰還する必要性のあること、その帰還に際し、妨げのない行程を確保することを緊急に必要としていること、さらに北・東部地域の土地と海上における生活を保障されねばならないことを確認する。

GOSLによって提供された機関とサービスは、北・東部地域の人々の急務を満たすのに不十分であることが証明されたとわれわれは認識している。

和平交渉の間に作られた迅速な人道・復興ニーズに関する小委員会(SIHRN)や他の小委員会の失敗は、これら小委員会の構造に原因があるとわれわれは認識している。

さらに暫定機構の必要性に対するGOSLの評価は、2000年の選挙の際のマニフェストに言及されているとおりである。

法と秩序の維持は、公正で自由な社会の根本的な前提条件であることをわれわれは自覚している。

また、戦争によって荒廃した北部・東部地域への再定住、同地の復興、再建、発展、さらにすべての政府機関を機能させるという急務に際し、歳入を上昇させる必要があると考える。

そして土地への再定住、同地の復興、再建、発展に対する管理が重要であると認識している。

われわれは以下のことをここに確認する。タミル人は、1972年、78年の憲法制定には参画していなかった。これらの憲法は人種差別を制度化し、政策決定の過程において彼らの効果的な役割を否定するものであった。

国際関係においては、過去10年間のうち、紛争当事者間の平等な合意や革新的で想像力に富んだ手法がとられてきた。

国際社会に紛争当事者と認識されたもの同士が締結した協定、または合意のみを法的拘束力とした、戦時下における暫定的な統治措置を確立する国際的な先例を信頼する。

停戦合意およびスリランカ停戦監視団(SLMM)の果たした役割、さらに SIHRN や北・東部再建基金(NERF)の設立はこのような措置の有効な前例となる。

したがって、当事者、すなわちタミル・イーラム解放の虎とスリランカ政府は、本提議書により以下の条項(抄訳)に同意するものである。

1. 暫定自治機構

最終的な話し合いによる解決(和平合意)に達し、それが実行されるまでに暫定自治機構(ISGA)を設立するものとする。

イスラム・コミュニティの代表者たちは ISGA における役割形成に参画する権利がある。

2. ISGA の構成

2.1 ISGA は、この合意の当事者とされる構成員によって成り立つ。

2.2 ISGA の構成は以下のとおりとする。

2.2.a LTTE に任命された者

2.2.b GOSL に任命された者

2.2.c 北・東部地域のイスラム・コミュニティに任命された者

2.3 構成員は以下のことが保証される。

2.3.a ISGA メンバーの過半数は LTTE の被任命者とする

2.3.b 上記^(a)を前提として、北・東部地域におけるムスリムコミュニ

ティおよびシンハラコミュニティは、ISGA に代表者を置く。

2.4 議長は ISGA の過半数の得票によって選出され、ISGA の最高責任者の役割を果たす。

2.5 議長は、北・東部地域のための行政長官および義務遂行を支援する他の役人を任命する。議長はこれらの任命に関して停職・懲戒免職処分にする権限を持つ。

3. 選挙

2.2および2.3の条項は ISGA の選挙が開催されるまで有効とする。その選挙は、本同意書の発行から 5 年間の間に行われる。

5. 世俗尊重論(世俗主義)

北・東部地域においては、いかなる宗教もその第一位の地位を与えられることはない。

6. 差別の禁止

ISGA は、北部・東部地域では宗教、人種、カースト、国籍、出身地、年齢、性別 によるいかなる差別もないことを確約する。

8. 全てのコミュニティの保護

あらゆる法律、規定、規則、命令、判決は、文化や宗教に関係しない。

9. ISGA の司法権

9.1 ISGA は、北部・東部地域への再定住、同地の復興、再建、発展に関する全権ならびに既存の業務と機関の整備、改善(以下これを RRRD と呼称する)を含む北部・東部地域の政治の全権を持つ。同時に課税を含む国家財源の調達、歳入、徴税と関税、法律と治安、土地についての全権も有する。

これらの権力は、GOSL によって管理の行

われていた地域ならびに北・東部地域における全権および全機能を含む。

10. 権力の分離

独立した機関が北・東部地域に設置されるものとし、司法権はそれらの機関に与えられる。ISGA は司法の独立を確保するために適宜処置を行う。

本同意書の第 4 条(人権)および第 22 条(紛争の解決)にしたがって、第 10 条のもと設置される機関は、本同意書の解釈および履行に関する争議および本同意書ならびにその条項によって生じる他の争議を解決する唯一絶対の司法権を持つ。

11. 財政

ISGA が年間予算を準備する。

ISGA により任命されたメンバーからなる財務委員会を設置する。メンバーは、財政、行政、経営の分野で功績のある者あるいは高い地位にあった者により構成される。この委員会は、北・東部地域に設置される連結財源に基づき予算に関する提言を行う。GOSL は、その提言の実行に誠意ある努力を尽くす。

ISGA は、平等な配分を十分に考慮し、自由に使用できるよう設定した財源の用途を決定する。これらの財源は、北・東部通常資金、北・東部復興資金(NERF)、特別資金を含む。GOSL は、北・東部地域のための、あるいは同地におけるすべての支出に対し、ISGA の統制下で行うことに合意する。

12. 借入、救済支援の享受、通商の権限

ISGA は、国内外からの借り入れ、補償と賠償、直接的な救済の享受、国内外の通商権あるいはこれを規制する権限を有する。

14. 地方委員会

14.1 立法権と行政権の効果的な行使のために ISGA は、各地方における統治を遂行する地方委員会を創設し、この委員会に、ISGA が規定する権限を委譲する。本委員会の委員長は、ISGA と委員会の連絡窓口となるべく ISGA の構成員の中から ISGA によって任命される。

14.2 委員会の他のメンバーも ISGA によって任命され、同時に ISGA はその任命の保留あるいは解除についてもその権限を有する。委員の任命に際しては、すべてのコミュニティの代表が任命されるよう十分な配慮がなされる。

14.3 本委員会は ISGA の直属下で機能する。

14.4 ISGA の最高責任者は、各地方における責任者を任命する。本職は委員会の事務官との兼任とする。最高責任者は、その任命の保留あるいは解除についての権限を有する。

15. 管理

行政権の行使において、ISGA は本同意書第 9 条において規定された権限に関連する北・東部におけるあらゆる行政機関および人員を指導し統制する。

16. 土地の管理

土地は、第 9 条によって規定された権限 (ISGA の司法権) の行使に必要な不可欠なものであるため、ISGA は、私有以外の北・東部のすべての土地の譲渡と適切な土地の使用を決定する権限を有する。

17. 占領地への再定住

GOSL 軍による土地の占領、および正当な土地所有者である市民にその土地への自由な

アクセスを拒否することは、国際法の規範を侵害するものである。そのような土地は直ちに明け渡され、先の所有者の所有権を回復しなければならぬ。また GOSL は、過去に強制退去を命じた所有者に対し補償を行う。ISGA はこれらの土地から強制退去させられた市民および難民の再定住、復興に対して責任を負う。

18. 水産資源ならびに海洋資源

ISGA は、隣海の水産資源ならびに海洋資源を統制し、アクセスを規制する権限を有する。

19. 天然資源

ISGA は北・東部地域における天然資源を管理する。あらゆる天然資源に関する既存の同意書はその効力を保ち続ける。GOSL は、既存の同意書にしたがって、すべての資金を ISGA に支払うことを確約する。将来、既存の同意書に何らかの変更があった場合、ISGA の同意を求めるべきである。今後、これらの同意は ISGA との間に取り交わされる。

20. 水資源の利用

水系の上流に位置する利用者は、水系の下流にある利用者による公正、平等かつ道理にかなった水源の利用を確保する義務がある。GOSL と ISGA は、水資源の利用に際しこの国際的に認められている原則に従うことを保証する。

21. 合意と協定

ISGA の司法権下の問題に関する将来のすべての合意は、ISGA とともに作成される。

既存の合意は継続するが、GOSL がその合意において約束した利益を ISGA に支払うことを保証する。既存の合意のいかなる変更についても ISGA の同意を求めなければならない。

22. 紛争の解決

本合意に参加する主体間で、本合意の解釈または履行に関して紛争が起こり、ノルウェー王国政府の調停を含むいかなる手段でも解決することが不可能であった場合、裁判の前に 3 人のメンバーによる調停を行う。このメンバーのうち二人は、各主体により任命され、残りの一人については、各主体の合意のもと合同で任命した裁判所の最高裁判官である。最高裁判官の任命をめぐり合意に達しなかった場合、各主体は国際司法裁判所に任命の問題について伺いを立てる。

いかなる紛争の採決においても調停人は、その社会的地位が LTTE および GOSL と同等であることを保証され、本合意の規定に基づいてのみ紛争を解決する。

調停人の決定は、最終的で決定的なものであり、紛争の当事者である主体を拘束する。

23. 施行期間

この合意は、永久的な和平交渉に従って北・東部に新政府が樹立されるまで有効であるとする。各主体は、可能な限り早急に和平合意に向かうよう誠意を持って話し合いを進める。しかしながら、4 年の間に両主体間でこの協定について最終的な合意に達しなかった場合、両主体は、本合意の有効期限の延長、追加、明確化について誠意を持って議論に應じることをここに規定する。

1 基礎統計

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003 ¹⁾
人 口 (100万人)	18.5	18.7	18.1	18.4	18.7	19.0	19.2
労働力人口 (100万人)	6.2	6.6	6.6	6.8	6.7	7.1	6.9
消費物価率上昇率 (%)	9.6	9.4	4.7	6.2	14.2	9.6	6.3
失業率 (%) ²⁾	10.5	9.5	8.8	7.7	7.8	9.1	7.5
為替レート (1ドル=ルピー, 年平均)	58.99	64.59	70.39	75.78	89.36	95.66	96.52

(注) 1) 暫定値。2) 2003年の失業率は第3四半期までの統計。その他は第4四半期まで。

(出所) Central Bank of Sri Lanka, *Recent Economic Developments Highlights of 2003 and Prospects for 2004*.

2 支出別国民総生産 (名目価格)

(単位: 100万ルピー)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003*
消費支出	736,035	823,251	890,230	1,037,769	1,185,482	1,353,428	1,527,534
政府	92,196	99,745	99,851	132,189	144,441	139,311	138,020
民間	643,839	723,506	790,379	906,186	1,041,041	1,214,117	1,389,514
総資本形成	216,873	255,714	301,728	352,592	309,644	337,782	397,475
政府	29,923	33,960	35,210	41,132	42,346	31,992	48,127
民間	186,950	221,754	266,518	311,460	267,298	305,860	349,348
財・サービス輸出	325,289	368,957	392,437	490,676	525,398	573,072	640,305
財・サービス輸入	388,154	430,111	478,526	624,048	613,167	679,438	777,499
国内総生産GDP)	890,272	1,017,986	1,105,963	1,257,634	1,407,398	1,584,845	1,787,815
実質GDP成長率 (%)	6.3	4.7	4.3	6.0	-1.5	4.0	5.5
海外純要素所得	-9,409	-11,556	-17,831	-23,083	-23,830	-24,064	-21,421
国民総生産GNP)	879,983	1,001,900	1,090,335	1,233,402	1,382,326	1,560,027	1,765,572

(注) * 暫定値。

(出所) 表1に同じ。

3 産業別国内総生産 (実質: 1996年価格)

(単位: 100万ルピー)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003*
農 林 水 産 業	164,804	172,238	175,317	169,377	173,584	176,498
鉱 業 ・ 採 石	13,677	14,238	14,921	15,019	14,858	15,430
製 造 業	130,733	136,498	149,115	142,909	146,078	153,489
建 設 業	54,461	57,075	59,815	61,292	60,796	63,532
電気・ガス・水道	10,921	11,958	12,496	12,130	11,976	14,768
運 輸 ・ 通 信	86,442	93,444	100,706	104,510	112,529	123,324
卸 売 ・ 小 売	172,486	174,160	189,366	176,762	186,455	197,440
金融・保険・不動産	58,247	60,926	64,810	69,949	77,695	86,242
住 居 所 有 権	14,592	14,767	15,018	15,228	15,441	15,658
行 政 サ ー ビ ス	38,170	39,773	41,443	41,857	41,869	41,869
そ の 他 サ ー ビ ス	30,294	33,263	34,028	34,761	35,878	37,493
国内総生産GDP)	774,796	808,340	857,035	843,794	877,160	925,741

(注) * 暫定値。

(出所) 表1に同じ。

4 輸出・輸入分類

(単位:100万ルピー)

		1998	1999	2000	2001	2002	2003*
輸	出	310,398	325,171	420,114	430,372	449,849	495,426
農	業	70,225	66,751	76,271	83,252	89,681	93,069
工	業	233,508	250,516	325,931	331,687	347,656	383,832
鉱	業	3,863	4,540	7,352	7,666	8,628	8,069
そ	の	2,802	3,363	10,560	7,767	3,883	10,454
輸	入	380,159	400,539	532,285	532,964	584,491	643,748
消	費	72,823	79,713	95,778	100,276	113,753	129,656
中	間	200,627	223,450	296,821	306,305	346,784	380,930
投	資	95,322	89,250	108,884	96,185	112,046	127,363
そ	の	11,387	8,126	30,802	30,198	11,906	5,798
貿	易	-69,761	-75,368	-112,171	-102,592	-134,641	-148,322

(注) *暫定値。

(出所) 2003年は Central Bank of Sri Lanka, *Selected Monthly Indicators, January 2004*; Central Bank of Sri Lanka, *Annual Report 2003*.

5 国際収支

(単位:100万ルピー)

		1997	1998	1999	2000	2001	2002*
貿	易	-71,833	-69,742	-96,702	-134,176	-102,592	-134,706
輸	出	274,194	310,401	325,170	420,114	430,372	449,855
輸	入	346,026	380,142	421,873	554,290	532,964	584,561
貿	易	-71,864	-71,997	-104,191	-154,278	-111,743	-132,763
移	転	46,494	54,843	62,472	73,620	87,837	104,980
経	常	-22,745	-13,795	-39,903	-78,767	-21,981	-25,297
資	本	30,691	26,570	30,473	31,827	49,088	45,589
直	接	25,504	12,379	12,449	13,319	15,271	22,452
民	間	3,054	352	14,086	5,622	-22,898	98
政	府	8,471	13,175	4,451	3,653	21,984	9,885
短	期	-11,479	-4,445	-6,162	5,438	16,974	5,509
評	価	-562	8,559	2,103	5,189	22,245	8,900
誤	差	8,461	-7,534	-6,857	10,902	-19,587	5,859
総	合	15,845	13,800	-14,184	-30,939	29,765	36,051

(注) *暫定値。

(出所) Central Bank of Sri Lanka, *Annual Report 2003*.